

議案第 26 号

財産（（仮称）向日市学校給食センター厨房機器等）の取得  
について

別記財産を取得する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項  
第 8 号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分  
に関する条例（昭和 39 年条例第 12 号）第 3 条の規定により、議  
会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 23 日提出

向日市長 安 田 守

別 記

1 取 得 財 産 (仮称) 向日市学校給食センター厨房機器  
等

2 取 得 価 格 7 8 , 8 1 3 , 6 4 8 円

3 取得予定年月日 平成30年10月31日

4 取得の相手方 京都市南区上鳥羽藁田26番地1

株式会社アイホー京都営業所

所長 古 川 智 也

〈参 考〉

厨房機器及び数量

・ 回転釜	9 台
・ コンビオーブン	4 台
・ 連続フライヤー	1 台
・ 連続炊飯機	1 台
・ 炊飯釜	2 5 台
・ 高速度ミキサー	1 台
・ 金属検出機	1 台
・ パススルー冷蔵庫	4 台
・ パススルー冷凍庫	1 台
・ 冷凍冷蔵庫	3 台
・ 冷蔵庫	2 台
・ 冷凍庫	1 台
・ 検食保存用冷凍庫	2 台
・ 真空低温冷却機	2 台
・ シンク	2 1 台
・ 消毒保管機	1 4 台
	他